

広島県公立大学法人に係る次期中期目標の策定について

令和6年6月18日

高等教育担当

1 要旨

- 地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定に基づき、県が策定する中期目標について、現中期目標が今年度末で期間満了となるため、次期中期目標（R7～R12）を策定する。
 - ▶中期目標…広島県公立大学法人（以下「法人」という。）の達成すべき業務運営に関する目標
- なお、中期目標の策定に当たっては、同法の規定に基づき、議会での議決を経ることとされている。《→12月議会で提案予定》

2 これまでの取組の検証

【広島県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という）による評価】

（令和5年度に実施した、現中期目標期間における中間評価結果（R1～R4年度分））

① 県立広島大学

- 地域課題の解決に向けて、主体的に考え、行動できる実践力を有する「課題探究型地域創生人材」の育成を目指し、アクティブ・ラーニングの推進のほか、思考・判断の基盤となる知識・スキルの修得を図る全学共通教育プログラムや、特定領域の専門性の深化に止まらず、幅広い知識の修得や複眼的な学修を促す副専攻プログラムの拡充など、教育の充実に向けた取組が順調に進められている。
- この他、県立広島大学の取組について、次のとおり評価を受けている。
 - ・ 専門教育の充実に取り組み、作業療法士を除く全ての国家試験において、全国平均を上回る合格率を達成している（看護師、作業療法士、社会福祉士等の合格率は、目標を下回っている）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい留学環境が続く中、海外派遣学生数・留学生の受入数ともに前年度から増加するなど、取組の成果が現れてきている。
 - ・ 外部資金の獲得に向けた取組を進め、科学研究費補助金の申請率、獲得件数・金額ともに目標を達成しており、計画を上回る成果として評価できる。
 - ※ 獲得件数については、16年連続で中四国・九州地方の公立大学の中で1位
 - ・ リカレント教育の促進に向け、幅広い学習ニーズに対応した公開講座、経営学や情報学など専門性の高いプログラムの展開など、県民の学習ニーズを満たす質の高い講座が提供されている。
- 一方で、次のとおり改善点も指摘されている。
 - ・ 科目別ルーブリックの導入や外部評価テストの活用を進めているが、科目別ルーブリックの導入率は、目標を大きく下回っており、学内への浸透を加速させる必要がある。
 - ・ 大学院総合学術研究科の定員充足率（R5）は、前年度から低下し、目標を大幅に下回っている。

② 大学院経営管理研究科ビジネス・リーダーシップ専攻（HBMS）

- 地域のイノベーションの強化に資する中小企業の人材や農業・医療分野等における経営人材の育成に向け、正規課程に加え、科目等履修制度の運用や文部科学省の職業実践力育成プログラムを開講するなど、社会人教育の充実に取り組み、正規課程の志願者数及び社会人教育プログラムの受講者数ともに増加するなど、取組が計画を上回って進展しているものと評価できる。

③ 叡啓大学

- 実践英語やリベラルアーツ、ICT・データサイエンス等を発展的に学ぶ「基盤科目」の開講に加え、「叡啓大学実践教育プラットフォーム協議会」を拡充し、実際に企業等が抱える課題をテーマとした課題解決演習（PBL）に取り組むとともに、海外での体験・実践プログラムをスタートさせるなど、カリキュラムの核となる実践的な教育の充実が図られており、「新たな教育モデル」の構築が順調に進んでいると評価できる。
- 留学生の確保に向け、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、従来の取組に加え、再開された留学フェアやセミナーに積極的に参加するなど、留学生の確保に注力している。また、独自の給付型奨学金制度を創設するなど取組を強化し、これまでの実績を上回る志願者の確保につなげている。
しかしながら、英語力や論理的思考力・表現力など、叡啓大学が求める資質・能力を満たす留学生を十分確保するには至っていない（R 5年度の入学者は10名）。
- 志願者確保に向けて、オープンキャンパスやオンライン説明会の開催、高校に出向いての模擬授業等の実施、出願実績校への個別訪問など、教職員が連携して志願者確保に取り組むとともに、SNSによる授業風景や在学生メッセージの情報発信、ビジネス誌への掲載など、叡啓大学の認知度向上、教育への理解醸成に取り組んでいる。
しかしながら、令和5年度入学者選抜においては、志願倍率は1.6倍に止まっており、志願者の確保が課題となっている。

④ 法人

- 1法人2大学体制による効果的・効率的な法人運営体制の確立に向けて、施設・設備の共用に加えて、管理部門の集約、システム導入による業務の効率化・共通化の取組が進められているが、監査において継続して指摘を受けていることから、コンプライアンス確保が課題となっている。

～参考

【文部科学大臣の認証機関による評価（以下「認証評価」という。）】

（令和5年度に実施した、学校教育法の規定に基づく、大学の教育研究等の総合的な状況に対する認証評価結果（法定は7年に1回受審※県大は6年に1回受審））

- 専門教育を通じて実践力を備えた学生を育成するため、少人数授業やフィールドワークの実施、国家資格の取得支援等の取組を大学教育実践センターと各学部・学科等が連携して進めており、大学の基本理念や全学人材育成目標に適う実践力を備える人材の育成を行っている。
- 自治体が抱える課題について自治体と大学において協働で取り組むことを主眼とする「地域戦略協働プロジェクト」に取り組み、地域課題に対応した研究活動を推進している。
- 一方で、次のとおり改善点が指摘されている。
 - ・ 総合学術研究科における収容定員の未充足について、定員の在り方を含め、定員充足に向けた継続的な取組が求められる。
 - ・ 学部における学修成果の評価方針の明確化や、大学院のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性・一貫性の継続的な点検・検証など、教学マネジメントの強化に取り組む。

3 環境変化

- 国においては、少子化の急速な進行やデジタル化・グローバル化の進展など、社会環境が大きく変化するとともに、国際情勢が不安定化し、経済の停滞や国際的分断の進行の懸念が高まっており、世界的な混乱や先行きの不透明さが一層増している。
- また、日本の出生数・合計特殊出生率は減少傾向にある中、平成以降の18歳人口は、平成4年をピークに減少し、令和4年には、平成4年と比較して概ね半減している。
こうした中、大学進学者数は、これまでは大学進学率の向上により増加し続けてきたが、18歳人口の将来見通しによれば、大学進学率の伸びを加味しても、今後は減少することが見込まれている。
- 広島県においては、大学進学率は、関東・関西圏に次ぐ高さ（令和4年全国9位）となっているものの、出生数・合計特殊出生率が減少傾向にあることから、全国の動向と同様に、大学進学者の減少が想定される。
これに加え、本県の社会動態は、平成28年以降、転出超過が拡大傾向にあることから、より厳しい環境になることが見込まれ、大学進学時・就職時における転出超過の改善に向けて取り組むことが必要となっている。
- こうした中、高等教育には、あらゆる変化に柔軟に対応し、学んだ知識やスキルを実践・応用しながら、多様な人々と協働して、直面する課題の解決を図り、新たな価値を創造することができる人材を育成することが求められている。
さらに、学生が社会に出た後も、新たに必要とされる知識、スキル等を身に付けていくためのリカレント教育の充実や、多様な価値観の集まるキャンパスの構築に向けて、社会人や留学生の受入れの拡大に取り組むことが必要となっている。

4 中期目標（素案）の内容

次の内容を基に、中期目標（素案）の内容については、法人との協議・調整や評価委員会の意見聴取を踏まえ、精査を進める。

(1) 全体方針

広島県公立大学法人は、2大学を擁する法人として、両大学の特色を生かした教育により、それぞれの大学が目指すところのこれからの社会で活躍するために必要となる資質・能力を身に付けさせ、社会に送り出すことを使命とし、現状の取組・課題を踏まえ、以下のとおり取り組むものとする。

① 県立広島大学

現中期目標期間中に明らかになった教学マネジメントの確立や大学院教育の高度化・再編等の改善点に対応しながら、基本的にはこれまでの取組を継続し、地域社会で活躍できる実践力ある人材の育成に取り組む。

② 大学院経営管理研究科ビジネス・リーダーシップ専攻（HBMS）

これまでの取組を通して着実に成果を出してきたところであるが、他大学との差別化を図り、全国を市場として、より一層の発展を目指すため、中小規模組織（SMO）に焦点を当てた新たなカリキュラムの開発や、自律的な運営に向けた外部資金の獲得促進等に取り組む。

③ 叡啓大学

叡啓大学の特徴的な教育内容について幅広い認知を得るとともに、より多くの志願者を獲得するための取組を強化することに加え、学年完成を踏まえ、これまでの教育成果を検証し、更なる発展に向けて、教育の充実をはじめ、産学連携の推進、マネジメント力の強化、ブランディングの推進等に取り組む。

④ 法人

より一層、効率的かつ効果的な法人運営体制の確立に向けて、更なる事務の集約化・効率化や職員の人材育成・専門人材の確保等に取り組む。

(2) 項目構成

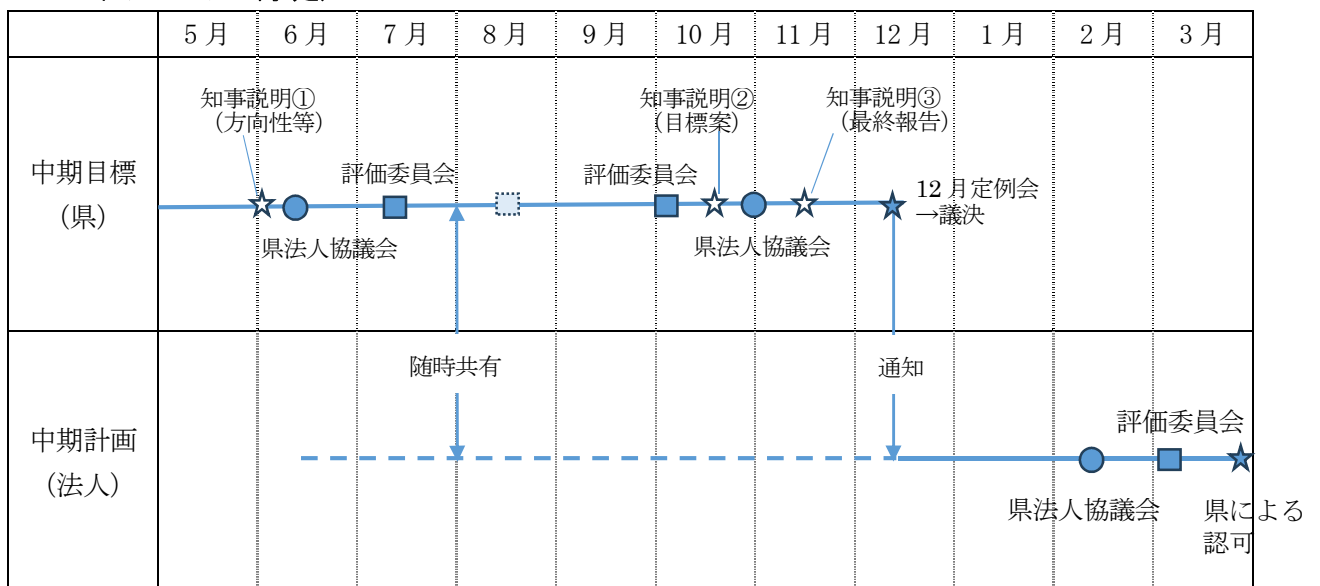
法で規定する内容のほか、取組の方向性等を踏まえて設定（別紙のとおり）。

<p>(中期目標) 第 25 条 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。） 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項 四 財務内容の改善に関する事項 五 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(中期目標等の特例) 第 78 条 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第 25 条第 2 項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。</p>
--

5 その他

- 中期目標の策定に当たっては、法の規定により、評価委員会の意見を聴取するとともに、法人の意見を聴き、その意見に配慮することが求められている。
- 法人では、中期目標を達成するための中期計画を策定し、県の認可を受けることとされている。《→ 次期中期計画（R7～R12）について年度内に認可》
- ※ この中期計画には、法改正に伴い、教育・研究の質の向上や業務運営の改善・効率化の取組の実施状況に関する「指標」を設定する必要がある。

6 スケジュール（予定）



■広島県公立大学法人の中期目標の構成項目（案）

令和6年6月18日

区分	第三期中期目標（H31～R6）	第四期中期目標（R7～R12）
基本方針	<p>基本的な考え方</p> <p>I 中期目標の期間</p>	<p>基本的な考え方</p> <p>I 中期目標の期間</p>
教育研究の質の向上	<p>II 県立広島大学に関する目標</p> <p>1 教育の質の向上に関する目標</p> <p>(1) 育成すべき人材に関する目標</p> <p>(2) 学士課程教育に関する目標</p> <p>(3) 大学院教育等に関する目標</p> <p>2 研究の質の向上に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>(2) 研究推進体制等の整備に関する目標</p> <p>III 新たな教育モデルに関する目標</p> <p>1 教育の質の向上に関する目標</p> <p>(1) 育成すべき人材に関する目標</p> <p>(2) 教育に関する目標</p> <p>(3) 運営体制に関する目標</p> <p>IV 共通する目標</p> <p>1 地域貢献に関する目標</p> <p>2 大学連携の推進に関する目標</p> <p>3 学生支援に関する目標</p> <p>(1) 学修やキャリア設計への支援</p> <p>(2) 安心・安全な学生生活の確保</p> <p>(3) 経済的支援の実施</p>	<p>II 教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 県立広島大学</p> <p>(1) 教育に関する目標</p> <p>・ 学部・学科等再編の検証・改善</p> <p>ア 育成すべき人材に関する目標</p> <p>イ 学士課程教育に関する目標</p> <p>ウ 大学院教育等に関する目標</p> <p>エ 教員の教育力等の向上に関する目標</p> <p>(2) 研究に関する目標</p> <p>ア 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>イ 研究の実施体制等の整備に関する目標</p> <p>(3) その他の目標</p> <p>ア 地域貢献に関する目標</p> <p>イ 大学連携に関する目標</p> <p>ウ 戦略的広報に関する目標</p> <p>エ 学生支援に関する目標</p> <p>2 叡啓大学</p> <p>(1) 教育に関する目標</p> <p>ア 育成すべき人材に関する目標</p> <p>イ 教育に関する目標</p> <p>ウ 教員の教育力等の向上に関する目標</p> <p>(2) 研究に関する目標 新規</p> <p>(3) その他の目標</p> <p>ア 社会貢献に関する目標</p> <p>イ 大学連携に関する目標</p> <p>ウ 志願者獲得に関する目標 新規</p> <p>エ 戦略的広報に関する目標</p> <p>オ キャリアデザインに関する目標</p> <p>カ 学生支援に関する目標</p>
法人経営・その他	<p>V 法人経営に関する目標</p> <p>1 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>(1) 組織運営の改善に関する目標</p> <p>(2) 教職員の教育力等の向上に関する目標</p> <p>(3) 戦略的広報に関する目標</p> <p>2 財務内容の改善に関する目標</p> <p>(1) 自己収入の改善に関する目標</p> <p>(2) 経費の抑制に関する目標</p> <p>(3) 資産の管理・運用の改善に関する目標</p> <p>3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>4 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>(1) 危機管理・安全管理に関する目標</p> <p>(2) 社会的責任に関する目標</p> <p>(3) 情報公開等の推進に関する目標</p> <p>(4) 施設設備の整備・活用等に関する目標</p>	<p>III 法人経営に関する目標</p> <p>1 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>(1) 組織運営の改善に関する目標</p> <p>(2) 教職員の業務執行能力等の向上に関する目標</p> <p>2 財務内容の改善に関する目標</p> <p>(1) 自己収入の改善に関する目標</p> <p>(2) 経費の抑制に関する目標</p> <p>(3) 施設設備の計画的な更新に関する目標</p> <p>3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>4 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>(1) 危機管理・安全管理に関する目標</p> <p>(2) 社会的責任に関する目標</p> <p>(3) 情報公開等の推進に関する目標</p>